

奈良県告示第三百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 赤滝五條線
- 三 道路の区域

路線番号		区域間		区域変更の前後別		敷地の幅員メートル		延長メートル		備考	
1 3 8		吉野郡下市町大字丹生（丹生川左岸丹生橋先）から吉野郡下市町大字長谷（丹生川右岸新大正橋先）まで		前	後	三・三	八・〇	二、〇二七	三、〇〇五	うち一般国道三〇九号に二、〇二七・六メートル重用	うち一般国道三〇九号に二、一五三・二メートル重用
				A	B	四〇・一	五三・八	・六	・一		